資料３

浜田市温泉事業条例について

１　条例の概要

本条例は全 21 条の条文で構成されています。市が管理する温泉、供給の種類、温泉供給料金などを定めています。

（構成）

条	見出し	条	見出し
第１条	目的	第 12 条	立入検査
第２条	用語の定義	第 13 条	温泉受給開始等の届出
第３条	温泉の管理	第 14 条	温泉供給料金
第４条	温泉の供給	第 15 条	メーター使用料等
第５条	供給の種類	第 16 条	温泉供給料金等の減免
第６条	温泉供給の許可	第 17 条	温泉供給料金等の不還付
第７条	温泉の供給の制限等	第 18 条	異常の報告等
第８条	目的外使用等の禁止	第 19 条	原状回復の義務
第９条	供給施設の設置等	第 20 条	損害賠償等の義務
第 10 条	受給装置の設置等	第 21 条	委任
第 11 条	メーターの設置等		

２　市が管理する温泉

温泉名	泉源	所在地
美又温泉	美又１号井	浜田市金城町追原11番１
	美又２号井	浜田市金城町追原９番地４
	美又３号井	浜田市金城町追原10番地２
	美又４号井	浜田市金城町追原77番
湯屋温泉	湯屋温泉源	浜田市金城町下来原294番２
波佐小国温泉	波佐小国温泉源	浜田市金城町波佐イ267番９
旭温泉	旭温泉１号井	浜田市旭町木田954番３
	旭温泉２号井	浜田市旭町木田1072番２

※網掛けの泉源は、現在供給不可

3　供給の種類（条例の抜粋）

⑴公益供給	市又は公共的団体が公益上の理由により行う事業に対する供給
⑵浴場供給	公衆浴場その他これに類する事業を行うものに対する供給
⑶営業供給	旅館その他これに類する事業を行うものに対する供給
⑷飲料営業供給	温泉を原材料として飲料水その他これに類するものを製造する業を行うものに対する供給
⑸住宅団地供給	住宅団地を管理する者が当該団地を構成する住宅に温泉を配湯する事業を行うため設置する受給装置に対する供給
⑹一般供給	住民その他の温泉を使用する者に対する供給（前各号に掲げるものを除く。）

4　温泉供給料金（条例の抜粋）

温泉	供給種類	基本料金（１月につき）		超過料金１立方メートルにつき
		供給量	料金	
美又温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	一般供給	使用量20リットルあたり	10円	―
湯屋温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	飲料営業供給	使用量1立方メートルあたり	1,320円	―
	住宅団地供給	使用量1立方メートルあたり	275円	―
	一般供給	使用量20リットル	10円	―
波佐小国温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
旭温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円

備考　表中に掲げる温泉供給料金の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

資料 3

温泉供給料金の飲料営業供給とその他の供給種類との価格差は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（以下「法」とする。）趣旨を踏まえたためです。
そのため、飲料営業供給以外の浴用に関する供給料金は低く設定されています

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（該当部分抜粋）

（国及び地方公共団体の任務）
第三条　国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

（活用についての配慮等）
第四条　国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

（助成等についての配慮）
第六条　国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。